



2019年アジア都市景観賞募集要項

第1項：目的

景観とは、人間をとりまく多様な環境が目に見える形として現れたもので、山河草木・都市空間・建造物・地域の文化、さらにはそこでの人々の暮らしぶりなど様々な要素で構成されている。

アジア都市景観賞は、アジアの人々にとって幸せな生活環境を築いていくことを目的とし、他都市の模範となる優れた成果をあげた都市・地域・事業等を表彰する。

第2項：表彰対象

1. 都市・地域
2. 都市や地域に多大な貢献を果たした大規模事業
3. 自然・二次自然の保護及び育成に関する事業
4. 地域の発展に寄与した建造物・プロジェクト
5. 「設計段階」のプロジェクトなど
6. 景観の発展に貢献した団体

第3項：申請資格

アジア都市景観賞に申請する意思があり、かつ都市景観形成において優れた実績を上げ、広く模範を示す意義があると考えられる都市・地域・事業等

第4項：申請者（機関）

1. アジア各国・地域における地方政府、行政部門及び都市管理部門
2. 非政府組織、コミュニティ組織
3. 学術研究機関
4. 都市計画、建築設計、景観設計及び企画立案機関、不動産開発業者
5. その他関係者（ただし、社会的責任を持ち合わせ、公平な立場から応募できる者）

第5項：評価基準（申請書類記入時の要点）

1. 地域環境に優しく、共存するものであるか
 - ・ 生態環境と調和していること (ecological environment)
 - ・ 人間性に立脚した事業であること (humanities)
2. 安全で利用者に優しく、持続性があるか
 - ・ 安全・安心で、快適であること (safety and amenity)
 - ・ 持続性があること (sustainability)
3. 地域の文化、歴史を尊重しているか
 - ・ 地域の町並みや生活様式等と調和していること (continuity)
 - ・ 地域の歴史や文化と調和していること (cultural tradition)

4. 芸術性が高いか
 - ・ 独創的で完成度が高いこと (creativity)
 - ・ 美しいこと (beautification)
5. 地域の発展に貢献し、他都市の模範となるか
 - ・ 地域の人々に受け入れられ、地域の発展に貢献していること (contribution)
 - ・ 他の都市や事業の模範になること (model project)

第6項：募集・審査

1. 受付

下記のいずれかに申請書類を提出すること

- ・ 国連ハビタット福岡本部

住所 〒810-0001 福岡市中央区天神 1 丁目 1 - 1

アクロス福岡 8階

E-mail : habitat.fukuoka@un.org

- ・ 公益財団法人福岡アジア都市研究所

住所 〒810-0001 福岡市中央区天神 1 丁目10 - 1

E-mail : keikan@urc.or.jp

2. 提出書類

- ・ 2019年アジア都市景観賞応募申請書

(所定の申請書式をホームページ : <http://urc.or.jp> からダウンロードできます)

申請書提出期限 : 2019年5月10日迄

※1申請者(機関)につき、応募申請は1件のみとする。

- ・ 事務局の指示に基づいた申請案件説明資料の提出

(所定の構成のPPT・既存のパンフレット等の資料)

説明資料提出期限 : 2019年5月31日迄

3. 審査

- ・ 予備審査 (6月下旬、各国・地域の審査)

- ・ 最終審査会 (8月下旬、各国・地域の審査委員の合議により、授賞対象を決定する)

※「予備・最終」とも提出資料による審査のため、説明にお越しいただく必要はありません。

第7項：授賞式

1. 場所 未定

2. 日時 2019年10月下旬～11月(予定)

※授賞式参加特典

- ① 展示等による受賞都市のPR
- ② 講演や交流会等による都市間交流
- ③ 受賞都市代表1名は渡航費用を主催者が負担(国際線エコノミークラス)

各受賞都市参加者(代表者含む2名以内)期間中現地滞在にかかる費用を主催者が負担(宿泊・食事・市内移動等)

以上